

第4章 賃貸住宅の供給目標

1. 公的賃貸住宅の供給目標

現状の住宅資源を活用したうえで、公的賃貸住宅の供給主体と連携し、住宅確保要配慮者の状況に応じた公的賃貸住宅の供給を目指します。

2. 民間賃貸住宅の供給目標

住宅セーフティネット制度（※5）に基づく登録住宅を増やすことにより、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給を促進します。

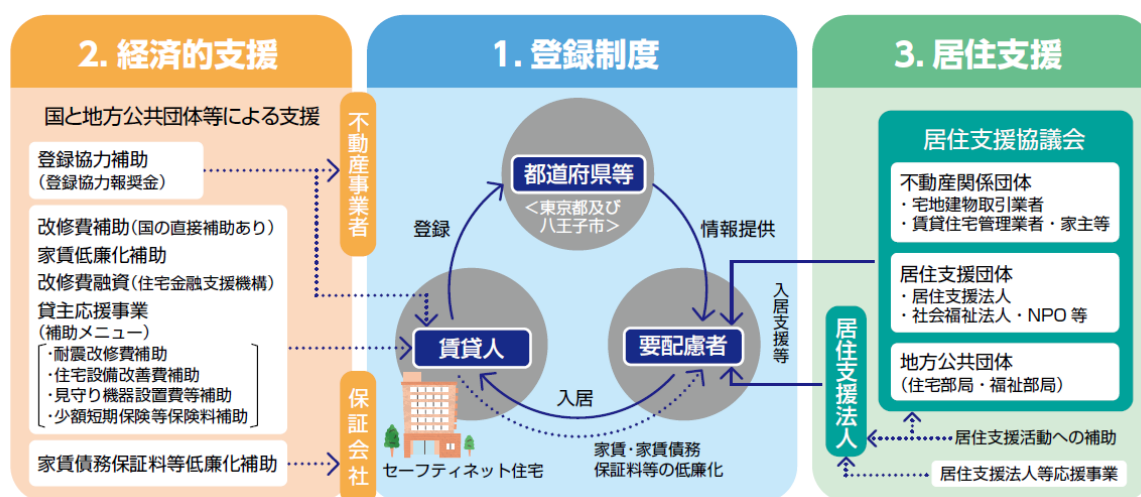
特に、住宅確保要配慮者のみが入居することのできる専用住宅の登録数の増加を目指します。

各年度末における専用住宅の目標戸数は以下のとおりです。

年度末における 目標戸数（戸）	令和6年度 （2024）	令和7年度 （2025）	令和8年度 （2026）	令和9年度 （2027）	令和10年度 （2028）
	12	27	32	37	52

市支援制度の50%以上が高齢者世帯からの相談のため、専用住宅の目標戸数のうち、50%を高齢者専用住宅にします。

（※5）住宅セーフティネット制度の概要図



資料：国土交通省ホームページ